



島根県報

平成30年3月20日（火）

号外第23号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第165号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	八重垣神社八雲線	松江市佐草町235番地先から同町409番4地先まで	前	A メートル 7.60～12.00	78.80	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 拡幅 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B 6.50～12.50			
			後 A	7.60～12.00	78.80		
〃	田儀山中大田線	大田市大田町大田字長谷イ2378番1地先から同地先まで	前	3.60～5.26	97.50	県央県土整備事務所大田事業所	災害防除工事 拡幅
			後	17.06～44.97	97.50		

島根県告示第166号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 3 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	温泉津停車場線	大田市温泉津町小浜字御中山イ1052番2地先から同字中垣内59番2地先まで	メートル 115.63	平成30年 3月20日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	静間久手停車場線	大田市静間町1627番5地先から同町180番4地先まで	132.87	平成30年 3月20日		
〃	三隅井野長浜線	浜田市田橋町806番1地先から同町19番5地先まで	150.00	平成30年 3月20日	浜田県土整備事務所	